



共同親権運動

親どうしが別れても 親子が親子であるために

k ネット講演会 単独親権、やっぱり問題

3 月 25 日(土)、共同親権運動ネットワーク(以下、k ネット)主催の講演会『離婚しても子育てしよう! 単独親権、やっぱり問題』が、白金・いきいきプラザにて行われ、約 50 名の参加者で会場が埋まりました。K ネット運営委員の宗像充さんと、翻訳家で男性ジェンダー研究者の久米泰介さんの二人が、壇上に上がりました。

宗像さんは、「子どもに会えない親のハンドブック」の著作など、別居後の親が子どもの養育に関われない社会を変えていく活動を、長年リードしてきた第一人者です。我が国で親子引き離しが生み出され続ける、一番の元凶は単

独親権制度。今回の講演会ではその原点に立ち返って考えたい、と宗像さんは切り出しました。

k ネット立ち上げ時のスローガンは、「原則交流、実質平等」でした。昨今、家庭裁判所は基本的に面会交流をさせる方向に運用をシフトしており、「原則交流」については少しずつ成果が表れてきたと言えます。一方、離婚後に親権を得る父母の比率は 2 : 8 であり、子どもを確保できた親に親権が行くという運用には変わりありません。男女平等、父母平等の概念は、浸透したとは言えません。

単独親権下で起きる問題とは、いったい何でしょうか。離婚時に親権を失った親は、子の養育に関わる権利を剥奪されたと同然に扱われます。養育に関わりたい別居親が、精神的に追い詰められるのは言うまでもありません。

また、養育費の支払いや面会交流を拒絶する親に、子の養育を放棄した責任を問うことも困難です。このような現状を変えるため、k ネットは選択的共同親権ではなく、原則的共同親権を追求していく、と宗像さんは力強く宣言しました。



続いてマイクを持った久米さんは、関西大学在学中から米国の男性権利運動に関心を持ち、関連書籍の翻訳などで活躍されてきた、新進気鋭の研究者です。

日本で共同親権を提唱する k ネットの理念に共感し、講演に参加いただきました。

別居親が親として認知されない我が国の社会通念には、こういった背景にあるのか。それを考える上で、久米さんの講演は、大変参考になるものでした。

久米さんの専門分野は、マスキュリズムです。フェミニズムが女性の人権擁護主義であるのに対し、マスキュリズムは男性の人権擁護主義を指します。どちらも性差別を廃止し、男女同権を実現していこうとする点では共通しています。

(2 ページに続く)

共同親権運動ネットワーク (k ネット)

〒229-3502 長野県下伊那郡大鹿村大河原 2208

E-mail info@kyodosinken.com 郵便振込

Website http://kyodosinken.com 銀行口座

TEL/FAX 0265-39-2116

00130-5-472679 加入者名:k ネット

三菱東京 UFJ 銀行 国立支店 0072170 (普) ケイネット

共同養育と労働法 第12回

～都市部での通勤と共同養育～

2017年5月1日から自転車活用推進法が施行され、自動車による環境への負荷の低減が期待される中で、百貨店やスーパー等には駐輪場の設置を義務付け、また自治体には放置自転車を撤去する義務付け、利用者にも防犯登録の義務がなされています。確かに、中国の北京市の様子などを見ると、異常なまでの交通渋滞がナンバープレートの競売をもたらしている現状があり、過密なまでのモータリゼーションが市民生活や経済活動を停滞させる一因になっていることは、誰の目にも明らかであろうかと思えます。仮にこれを各事業所の通勤に適用させるとなると、事業所へ自転車を格納させる空間を新たに設けるということにもなり、多くの課題があるのではないのでしょうか。

一方で、その過剰なモータリゼーションの要素である自動車ですが、一般社団法人自動車検査登録情報協会の都道府県別の自動車保有台数の平成29年1月の統計データで、東京都は4,101,419台に対し、群馬県は1,801,351台となっていて、これをご丁寧に人口100人当たりの保有台数に分析したウェブサイトがあり^{※1}、そのデータでは東京都が100人当たり23.46台、群馬県は100人当たり47.62台と2倍近くの開きがあります。自動車を保有していることと通勤で利用することとは別に考えなければなりません、都市部の労働者の多くが自動車を保有していないことが推計できます。

ところで私の主要テーマは民法第819条の改正ですが、婚姻時であろうと離婚後であろうと、両親が協力して子どもの養育をすべきという理念を私は持っています。とくに離婚後となると、福祉に頼らないのであればそれぞれ働きに出るのは必至であり、当事者のそれぞれが始業時刻に出勤し、終業時刻に退勤するというのは大変なことです。通勤がてら子どもを保育所等に預けたり迎えに行ったりする時間の確保のために、改正育児休業法などでは、このために短時間勤務制度などが努力義務として定められていますが、あくまで努力義務でしかないのと、働かなかった時間分は賃金が支払われず、退職金の計算にも応用される生涯賃金の期間も短縮されてしまうことから、働く側にとっても躊躇してしまう制度となっています。

※1 都道府県別統計とランキングで見る県民性（自動車保有台数）

モデル的に公務員の場合の制度はどうなっているかというと、1日のうち2時間以内を部分的に育児休業とする「部分休業」や、「育児短時間勤務制度」（これには4パターンがあり、①月～金に毎日3時間55分勤務、②月～金に4時間55分勤務、③月～金の間で3日勤務しそれぞれの1日の勤務時間は7時間45分、④月～金の間で3日勤務し、その3日のうち2日分の1日当たりの勤務時間は7時間45分、残り1日分の1日当たりの勤務時間を3時間55分）といった短時間勤務制度となっています。

これらの制度の必要性は当面あるにしても、その制度が求められる背景となっている保育所や通勤の実態（都市部集中）の改善や所定外労働の是正をしていく社会全体の強い共通理解がなければならないと思うのです。そのためには、都市部への事業所および労働人口の集中といった課題の克服に加えて、シングルであることの不平を安易に福祉に求めるのではなく、自らの通勤や長時間労働の課題を含めた労働内容の改善、そしてその労働の対価として賃金の改善を求めていくのが本筋ではないかと思えます。共同養育を相互に協力して持続していくには、実質的に対等な労働条件を確保していくことが求められているのではないのでしょうか。

（東京司）

コラム

私は当事者となった時、怒りと悲しみ、喪失感から心身ともに辛い毎日を過ごしていました。藁をすすがる思いで弁護士や裁判所を頼ったところで淡々と事務的な話し合いをするだけで、時間だけが過ぎていき、親としても人としても尊重されない現実にただただ絶望しました。離婚をしたら子どもと会えなくなるのが当たり前な風潮のある世間一般では仲の良い友人でさえも話しをしばらくしないなどの現実がありました。

その中で私は当事者の方々と交流を通じて同じ苦しみを理解し共有することによって、自分が1人でないことや仲間と支え合う心強さを実感いたしました。面会交流での話をしたり離れて暮らしているからこそその思いを話すことによって、不安を勇気に変えて母親としての自信を取り戻しているところです。

子どもと引き離される辛さは他に理解を得られる場所が少ないため、1人で抱え込み自死してしまうケースもあります。しかし仲間と支え合うことにより1日も早く親としての勇気と自信を取り戻し、子どもにとって素敵なお父さんお母さんでいられる、当事者交流会がそんな場所になるように、これからも続けていけたらと思います。

（北林）



いま米国では、フェミニスト団体の勢力は変わらず強大であるものの、マスキュリズムが学問として確立し、十分対抗できているとのこと。フェミニスト団体は、マスキュリズムの講演会場で火災報知機を鳴らしたり、講演者に唾を吐くなどの行為で対抗しているそうです。これこそフェミニストが議論で勝てていない証拠だ、と久米さんは言います。「The Red Pill」という男性権利運動をテーマにした映画が公開されるなど、メディアも盛んに活用されています。

米国と比べて、現在の日本の状況はどうでしょうか。日本の親子を取り巻く状況は米国の40年遅れなどと評されますが、まさに米国の40年前の姿と重ならないでしょうか。日本を代表するフェミニストの上野千鶴子は、一貫して共同親権に反対しています。ネットニュースには、千田有紀のような「面会交流殺人」などと称して父親を暴力的な存在と決め付ける論調の学者が現れ、ヘイトスピーチと言える言説を撒き散らしています。父親に親権を与えると、家父長制（パトリアティ）を復活させる危険がある、というのが彼女らの主張です。男性にもともと有利な社会なのだから、男性が多少差別されても仕方ないというスタンスです。そこには、フェミニズムが本来掲げる平等主義はありません。しかし、学会、メディア、政治に入り込んでいる彼らの意見は、無視されないものとなっています。

我が国の現状を変えるには、何が必要でしょうか。米国同様、まずは学問の分野で足元を固めることが重要だ、と久米さんは語りました。米国では、マスキュリストが論文を書き、学問的な裏づけをとり、フェミニストと対等に戦えるようになった歴史があります。我が国でも、海外の書籍が翻訳され、学者が増え、メディアが付いてくるようになり、そうすれば司法も変わっていくのかも知れません。久米さんには、日本のマスキュリズムの旗手として、更なる活躍を願って止みません。

講演会終了後は、参加者の約半数が会場近くのイタリア料理店に移動し、久米さんを交えて懇親を深めました。私たち親子問題の当事者は、自分自身の問題に向き合うことで精一杯になりがちです。互いに支えあって活力を維持しながら、社会を変革する運動を続けていきたいものです。

（森本）

我々同居親は、親権どころか、何故実の子に自由に会えないのだろうかと考えると、同居親の極度の嫌がらせとしか思えない。そう、ただ相手が憎いだけ。大好きで大切な子どもと交流させなければ、相手が悲しむことを知っているから。子どもも悲しんでいる。そんなことは気にも留めてない。相手の弱みを攻める。徹底的に。同居親裁判官不可侵条約で守られているかの如く、裁判官という最凶の権力を得て。だから僕は立ち上がり、闘わなければならないのだ。権利獲得のために。

■■■ 親子断絶防止法案 平成28年12月13日修正案 ■■■

親子断絶防止法案に関する k ネット声明

私たちの会は、子どもとの交流が困難になっている親たちで専ら構成されているが、現在国会への上程が
目指されている親子断絶防止法案について、私たちは
現行の法案（２０１６年１２月１３日に修文のもの）
の国会上程に同意できない。理由は以下である。

1 分離の原因を除去することなしに、親子の交流を図るだけでは断絶被害は防げない

本法案で問題としている親子断絶は、親どうしの親権の奪い合いに基づき生じるものである。単独親権は「親権がないから」と、別居親への親としての資格はく奪を正当化するものとして機能してきた。仮に単独親権であっても、双方の親の子育てへの関与が保障されていれば「断絶」を「防止」することもない。

ところが、本法案は強制力のない親子交流保障（共同養育保障ではない）を理念的に定めることによって、断絶そのものを正当化する機能を果たしている。よって断絶の原因となる実子誘拐の合法化が立法によって促される構造となっている。「会わせさえすれば連れ去っていい」ことになる。

分離を作り出しておいて「交流促進」のための啓発や交流支援団体のための予算化をすることは税金の無駄であり、納税者としてもこのような法案は納得しがたい。

単親親権においては、離婚という親の問題に子を巻き込むことを防げない。また代諾養子縁組においては、再婚養子縁組によって、結婚制度を親子分離の手法として悪用することも防げない。親の問題に子を巻き込まないためには、親どうしの関係と親子の関係の分離が必要であり、そのためには共同親権が欠かせない。

本法案はそれを目指すという点では迂遠すぎ、現状では単独親権制度に起因する、現行の法の悪用を防げないだけでなく、それを正当化する。

父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律案【未定稿】 修正案について

(下線部分は修文部分)

現在の法律案【未定稿】	インナー全編修正案【未定稿】
（目的） 第一条 この法律は、父母の離婚等（未成年の子（以下単に「子」という。）を有する父母が離婚すること又は子を有する父母が婚姻中に別居し、父母の一方が当該子を監護することができなくなることをいう。以下同じ。）の後においても子が父母と親子としての継続的な関係（以下単に「継続的な関係」という。）を持ち、その愛情を受けることが、子の健全な成長及び人格の形成のために重要であることに鑑み、父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等に関し、基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定めるとともに、父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進を図り、もって子の利益に資することを目的とする。	（目的） 第一条 この法律は、父母の離婚等（未成年の子（以下単に「子」という。）を有する父母が離婚すること又は子を有する父母が婚姻中に別居し、父母の一方が当該子を監護することができなくなることをいう。以下同じ。）の後においても子が父又は母との面会及びその他の交流を通じて父母と親子としての継続的な関係（以下単に「継続的な関係」という。）を持つことができるよう、父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等（<u>継続的な関係の維持、増進及び回復</u>）について、以下同じ。）に関し、基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定めるとともに、父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進を図り、もって子の利益に資することを目的とする。
（基本理念） 第二条 父母の離婚等の後においても子が父母と継続的な関係を持つことについては、児童の権利に関する条約第九第三項の規定を踏まえ、それが原則として子の最善の利益に資するものであるとともに、父母がその実現についての責任を有するという基本的認識の下に、その実現が図られなければならない。 （新設）	（基本理念） 第二条 父母の離婚等の後においても子が父母と継続的な関係を持つことについては、児童の権利に関する条約第九第三項の規定を踏まえ、それが原則として子の最善の利益に資するものであるとともに、父母がその実現についての責任を有するという基本的認識の下に、その実現が図られなければならない。 2 父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等に当たっては、子にその意思を表明する機会を確保するよう努め、子の年齢及び発達程度に応じてその意思を考慮するとともに、父母が相互に相手の人格を尊重しつつ豊かな愛情をもって子に接し、いやしくも子の健全な成長及び人格の形成が阻害されることのないようにしなければならない。 3 父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に当たっては、児童虐待の防止に関する法律（平成十二年法律第八十二号）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の趣旨に反することとならないよう留意しなければならない。
（国及び地方公共団体の責務） 第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 2 地方公共団体は、基本理念のっとり、父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。	（国及び地方公共団体の責務） 第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 2 地方公共団体は、基本理念のっとり、父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
（関係者相互の連携及び協力） 第四条 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。 （法制上の措置等） 第五条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。	（関係者相互の連携及び協力） 第四条 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。 （法制上の措置等） 第五条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
第六条 子を有する父母は、離婚をすること又は、基本理念のっとり、子の利益を最も優先して考慮し、離婚後の父又は母と子との面会及びその他の交流並びに子の監護に要する費用の分担に関する書面による取決めを行うよう努めなければならない。 2 国は、子を有する父母が早期かつ円滑に前項の取決めを行うことができるよう必要な支援を行うとともに、子を有する父母であつて離婚しようとするものに対し、父母の離婚後においても子が父母と継続的な関係を持つことの重要性及び離婚した父母が子のために果たすべき役割に関する情報の提供を行うものとする。 3 地方公共団体は、子を有する父母が早期かつ円滑に第一項の取決めを行うことができるよう必要な支援を行うとともに、子を有する父母であつて離婚しようとするものに対し、前項の情報の提供を行うよう努めなければならない。	第六条 子を有する父母は、離婚をすること又は、基本理念のっとり、子の利益を最も優先して考慮し、離婚後の父又は母と子との面会及びその他の交流並びに子の監護に要する費用の分担に関する書面による取決めを行うよう努めるものとする。 2 国は、子を有する父母が早期かつ円滑に前項の取決めを行うことができるよう必要な支援を行うとともに、子を有する父母であつて離婚しようとするものに対し、父母の離婚後においても子が父母と継続的な関係を持つことの重要性及び離婚した父母が子のために果たすべき役割に関する情報の提供を行うものとする。 3 地方公共団体は、子を有する父母が早期かつ円滑に第一項の取決めを行うことができるよう必要な支援を行うとともに、子を有する父母であつて離婚しようとするものに対し、前項の情報の提供を行うよう努めなければならない。
（面会及びその他の交流の定期的な実施等） 第七条 父母の離婚等の後に子を監護する父又は母は、基本理念のっとり、当該子を監護していない父又は母と当該子との面会及びその他の交流が子の最善の利益を考慮して定期的に行われ、親子としての緊密な関係が維持されることとなるようにするものとする。 2 父母の離婚等の後に子を監護する父又は母は、当該子を監護していない父又は母と当該子との面会及びその他の交流が行われていないことは、基本理念のっとり、当該面会及びその他の交流ができる限り早期に実現されるよう努めなければならない。 3 国は、前二項の面会及びその他の交流の実施等に関し、子を有する父母に対し、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。 4 地方公共団体は、第一項及び第二項の面会及びその他の交流の実施等に関し、子を有する父母に対し、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。	（定期的な面会及びその他の交流の安定的な実施等） 第七条 父母の離婚等の後に子を監護する父又は母は、基本理念のっとり、当該子を監護していない父又は母と当該子との定期的な面会及びその他の交流が子の最善の利益を考慮して安定的に行われ、親子としての良好な関係が維持されることとなるようにするものとする。 2 父母の離婚等の後に子を監護する父又は母は、当該子を監護していない父又は母と当該子との面会及びその他の交流が行われていないことは、基本理念のっとり、当該面会及びその他の交流ができる限り早期に実現されるよう努めなければならない。 3 国は、前二項の面会及びその他の交流の実施等に関し、子を有する父母に対し、その相談に応じ、必要な情報の提供その他の援助を行うものとする。 4 地方公共団体は、第一項及び第二項の面会及びその他の交流の実施等に関し、子を有する父母に対し、その相談に応じ、必要な情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。
（子を有する父母に対する啓発活動等） 第八条 国は、子を有する父母が婚姻中に子の監護をすべき者の子の監護について必要な事項に関する取決めを行うことなく別居することによって、子と父母の一方との継続的な関係を維持することができなくなるような事態が生じないよう、又は当該事態が早期に解消されるよう、子を有する父母に対し、必要な啓発活動を行うとともに、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。 2 地方公共団体は、前項の事態が生じないよう、又は当該事態が早期に解消されるよう、子を有する父母に対し、必要な啓発活動を行うとともに、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。	（子の最善の利益に反するおそれを生じさせる事情がある場合における特別の配慮） 第八条 国は、子を有する父母が婚姻中に子の監護をすべき者の子の監護について必要な事項に関する取決めを行うことなく別居することによって、子と父母の一方との継続的な関係を維持することができなくなるような事態が生じないよう、又は当該事態が早期に解消され若しくは改善されるよう、子を有する父母に対し、必要な啓発活動を行うとともに、その相談に応じ、必要な情報の提供その他の援助を行うものとする。 2 地方公共団体は、前項の事態が生じないよう、又は当該事態が早期に解消され若しくは改善されるよう、子を有する父母に対し、必要な啓発活動を行うとともに、その相談に応じ、必要な情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。
（特別配慮） 第九条 前三条の規定の適用に当たっては、児童に対する虐待、配偶者に対する暴力その他の父又は母と子との面会及びその他の交流の実施により子の最善の利益に反するおそれを生じさせる事情がある場合には、子の最善の利益に反することとならないよう特別の配慮がなされなければならない。	（子の最善の利益に反するおそれを生じさせる事情がある場合における特別の配慮） 第九条 前三条の規定の適用に当たっては、児童に対する虐待、配偶者に対する暴力その他の父又は母と子との面会及びその他の交流の実施により子の最善の利益に反するおそれを生じさせる事情がある場合には、子の最善の利益に反することとならないよう、その面会及びその他の交流を行わないこととするを含め、その実施の場所、方法、頻度等について特別の配慮がなされなければならない。
（新設）	（民間団体の活動に対する支援） 第十条 国は、父又は母と子との面会及びその他の交流の円滑かつ適切な実施のための支援その他の活動であつて民間の団体が行うものを支援するために必要な措置を講ずるものとする。

・ 交流会情報 ・

日程の変更がありえますので、ご確認ください

- 北海道** 毎月 第3土曜日 13:30～15:30 参加費無料
NPO 法人自立生活センターさっぽろ 研修センター会議室
(札幌市白石区南郷通1 3丁目南3)
問合せ先: 011-863-1377 / kick@orange.plala.or.jp カタラン (安岡) 菊之進 まで
- お茶の水** 毎月 第4土曜日 ミツルのミニセミナー: 13:00～14:00 参加費・1000円
交流会: 14:30～16:30 参加費・500円
全労連会館 3階 (文京区湯島2-4-4)
問合せ先: 0265-39-2116 / contact@kyodosinken.com 宗像 まで
- 国立** 不定期 参加費・500円
国立市公民館 (国立市中1-15-1)
問合せ先: 0265-39-2116 / contact@kyodosinken.com 宗像 まで
- 長野・松川町** 毎月 第3土曜日 15:00～17:00
長野県松川町社会福祉協議会相談室 (下伊那郡松川町元大島2965-1)
問合せ先: 0265-39-2116 / contact@kyodosinken.com 宗像 まで
- 福山** 福山市ものづくり交流館 (福山市西町1-1-1)
問合せ先: 080-4782-4981 山本 まで
- 別府** 毎月 第3土曜日 18:00～21:00 参加費・500円
別府市野口ふれあいセンター (別府市野口元町12-43)
問合せ先: 0977-77-1994 / itumo.itumademo.oyako@gmail.com
- 宮崎** 毎月 第1土曜日 18:00～20:00 参加費無料
宮崎市民活動センター小会議室 (宮崎市橘通西1-1-1)
問合せ先: 0985-74-6797 / gza05074@leo.bbiq.jp 小原 まで
- 鹿児島** 毎月 第2土曜日 18:00～21:00
サンエールかごしま (鹿児島市荒田1-4-1)
問合せ先: 080-3946-0625 / ywnwa@softbank.ne.jp 下窪 まで

— 編集後記 (tanaka) —

初の宿泊面会(試行)。別居から1年。娘の部屋を作った。ドアに表札を作り、ドアを開けるとシンデレラ城が見える(壁紙シールだけど)。ワンポイントで貼ったバラの壁紙に100円ショップで購入したプリンセスたちのシルエットシールが女の子らしい部屋の印象を与える。

約5ヶ月ぶりの我が家。娘は自分専用の部屋に驚きながら興奮。新しいベッドで大はしゃぎ。娘の喜ぶ姿はとても嬉しい。思いつき遊んだからぐっすり眠る。翌朝、娘が目覚めたときにいないと不安がるだろうから横になっているよう。昔から変わらないのは、日曜朝の子ども番組。プリキュアがお気に入り。枕もプリ

キュア。幼稚園で話題なのだろう。だが、テレビで見るのは初めてらしい。ホットサンドを食べて、未来館へ。ディズニーの絵画展は少し早過ぎたか。アシモも興味なし。ダディーのお家に帰りたい～って泣き出す。ずっと泣いていた。号泣。どうすることもできなかった。罪悪感。数年で親権剥奪。もう何もできなくなる。



会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し状況を改善し、共同養育・共同親権を実現する法整備、社会制度作りを目指す別居親団体です。また、片親を排除する法整備に反対しています。実態調査や立法府への提言、ロビー活動、裁判所の運用改善、別居親への情報提供、地方自治体への要請等を通じて、親同士が別れても親子が親子であるための活動を行います。ホームページ等で広報に努め、会報を年4回程度発行しています。会員を募っています。

年会費 (会員は別居親とその家族、及び会の趣旨に賛同する人) 年3000円

郵便振込 00130-5-472679 加入者名: k ネット

銀行口座 三菱東京 UFJ 銀行 国立支店 0072170 (普) ケイネット

【入会方法】

メールまたはファックス・電話にて、お名前、ご連絡先、住所、会員・賛同者の別をお知らせの上、郵便為替または銀行口座にて3000円をお振込ください。また、郵便為替・銀行口座にてご寄付を募っています。

メール: contact@kyodosinken.com

TEL/FAX: 0265-39-2116